

土地利用計画(橋本市)

「橋本都市計画用途地域図」より抜粋

▼用途区域

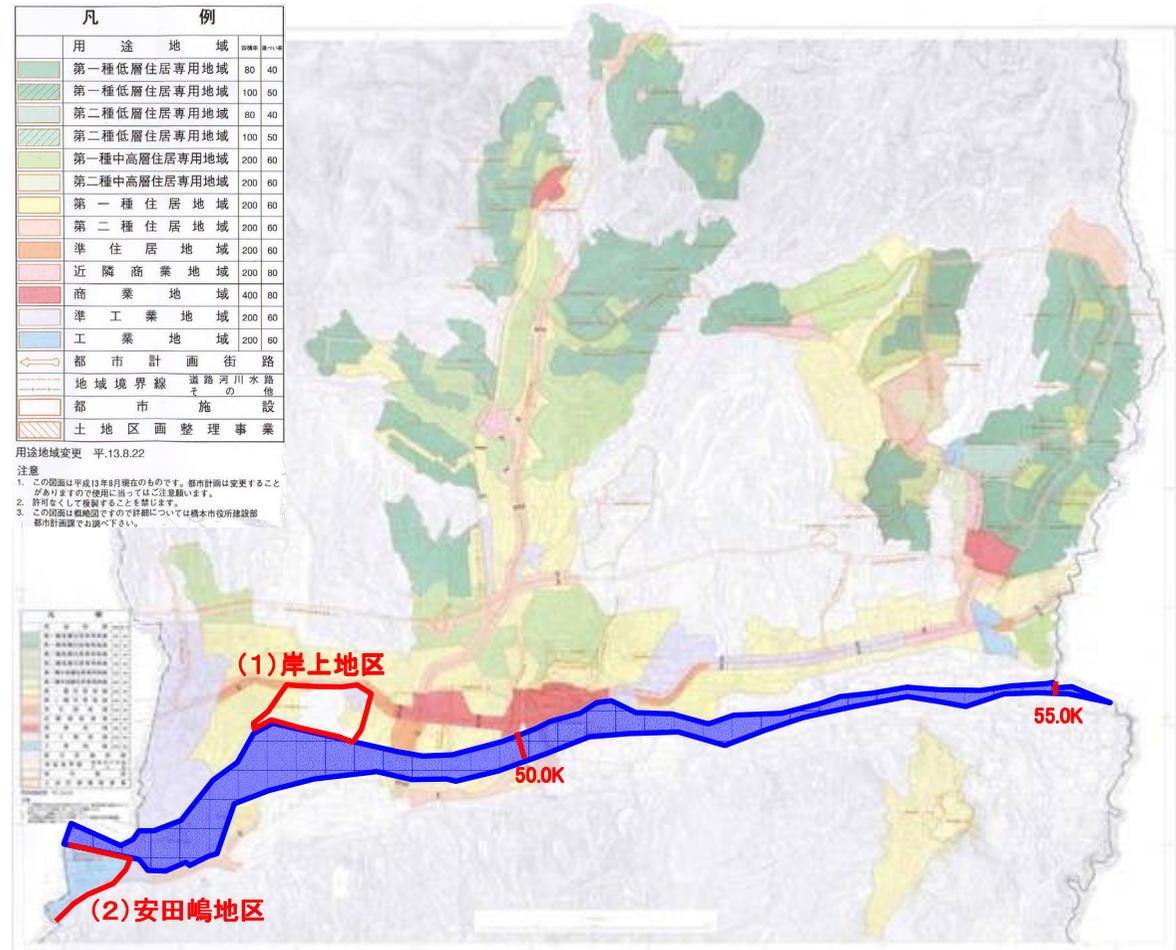
橋本市の市街化区域は、用途区域が定められており、各地区は、右図のとおりに用途区域が定められている。

(1) 岸上地区

→第一種住居、準住居、準工業地域

(一部市街化調整区域)

(2) 安田嶋地区→工業地域



土地利用規制(橋本市)

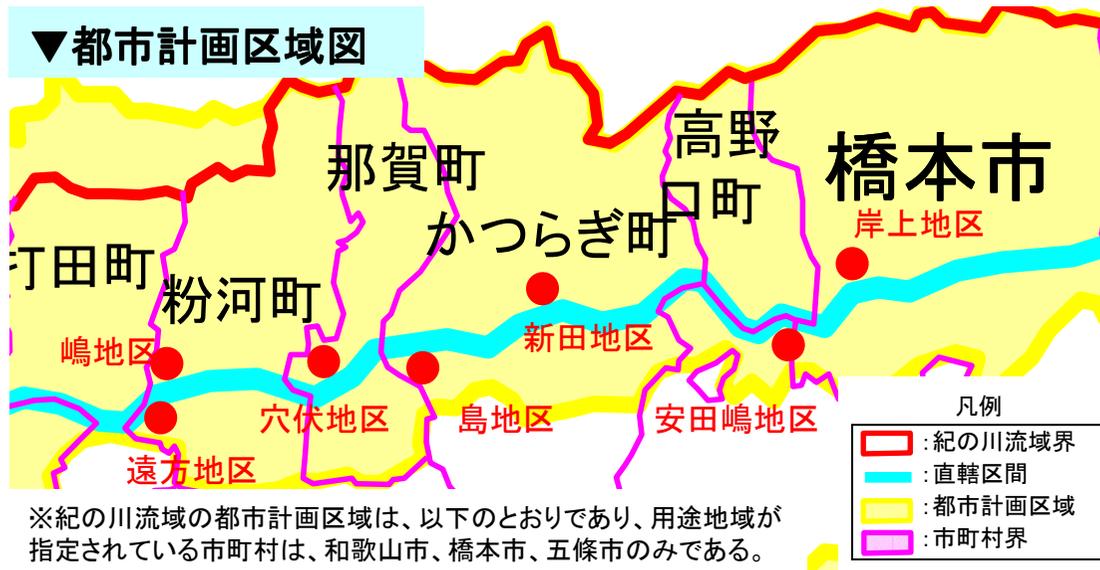
▼都市計画区域

岸上地区は、全て都市計画地域になっている。

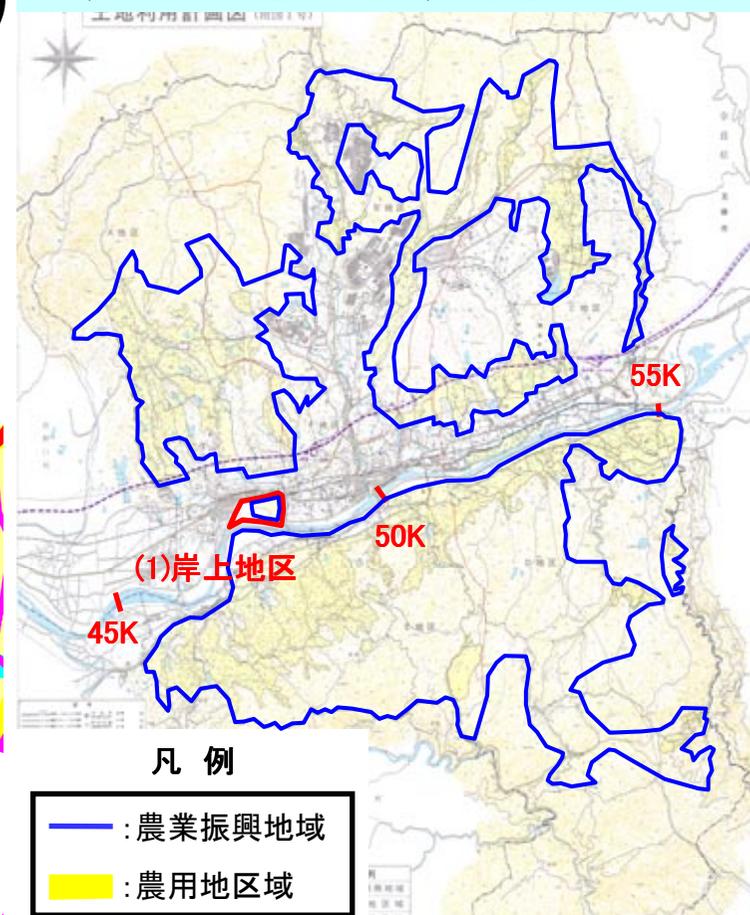
▼農業振興地域及び農用地区域

岸上地区は、農業振興地域整備計画において西側の一部を除いて農業振興地域及び農用地区域となっている。

▼都市計画区域図



▼農業振興地域及び農用地区域



▼農業振興地域とは

都道府県知事が、農業振興地域整備基本方針に基づき、その自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で相当規模の土地や将来の見通し等の一定の要件を満たすものを指定している。

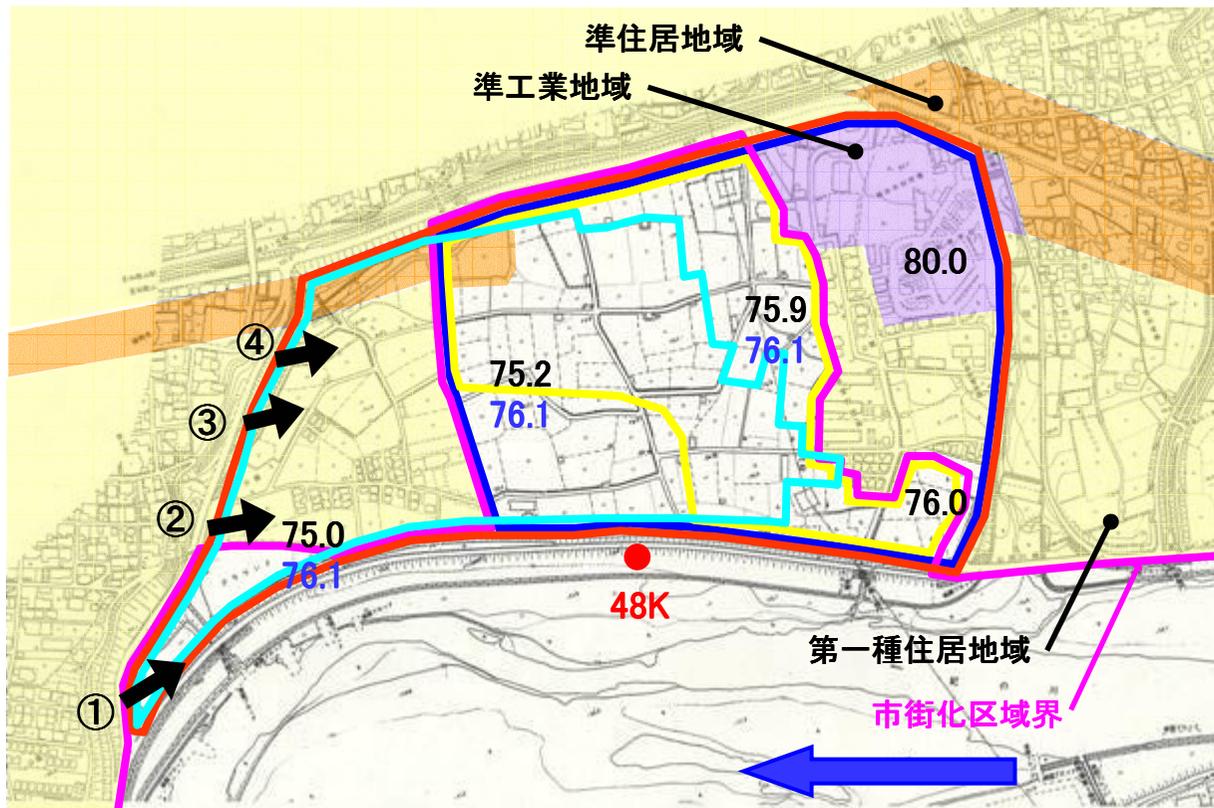
▼農用地区域とは

農業振興地域の中で、特に農業の振興を図る必要のある農地等については、市町村長が定める農業振興地域整備計画の中で農用地区域として位置付けられ、この区域内の土地は開発行為が制限されている。

▼農業振興地域及び農用地区域



岸上地区 (橋本市)



- 凡例
- : 提案区域
 - : 遊水区域
 - : 農業振興地域
 - : 農用地区域
 - 上段: 現況地盤高
 - 下段: 貯留時水位
 - ➡: 写真位置

凡例	
用途	地域
	第一種低層住居専用地域
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

※農業振興地域及び農用地区域は、1/25,000スケールからの転記であり、地籍等は考慮していない。



① 堤内地が低くなっている



② 宅地の地盤高が低い



③ 宅地化が進んでいる



④ 田畑が広がっている

遊水地の効果の検討(岸上地区)

▼提案区域面積

0.33km²

▼遊水区域面積

0.19km²

▼遊水地容量

115千m³

▼浸水建物数

	戸数	内訳
人家	50	
公共的建物	2	グラウンド 公園
その他	-	

